

兵庫県社会福祉士会 ホームページ及びブログ等運営ガイドライン

(趣旨)

第一条 本ガイドラインは兵庫県社会福祉士会（以下、本会とする）の会員が、本会の名称を用い、ならびに本会に属する組織の名称（委員会、地区、ブロック等）を用い、ホームページ、ブログ等をインターネット上に公開することに関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第二条 ホームページ及びブログ等による情報の発信・受信を通して情報を公開することで、本会（含む下部組織、上部組織）の活動に不利益をもたらすことを防止することを目的とする。

(個人情報の保護)

第三条 ホームページ及びブログ等を公開するにあたって、会員及び関係者等の個人情報の取り扱いに関しては次の通りとする。

- (1) 会員個人が特定できる指名、写真を必要に応じて公開する場合は、本人の同意を得る。
- (2) 住所、電話番号、生年月日などの個人情報は公開しない。
- (3) 活動等の紹介などで会員などが集団で移っている写真は、個人が特定できないように加工し、縮小して公開する。
- (4) 会員及び関係者等の論文や文章を必要に応じて公開する場合は、作成した本人の同意を得る。
- (5) 上記(1)～(4)に該当しない事項については、パソコンネットワーク委員会で検討のうえ判断する。

(組織情報の保護)

第四条 ホームページ及びブログ等を公開するにあたって、社会福祉士会の組織情報の取り扱いに関しては次の通りとする。

- (1) 本会として公開している情報に反しない内容であること。
- (2) 人的資源の特定につながらない配慮をすること。
- (3) 建屋、設備などの物的資源の特定につながらない配慮をすること。
- (4) 動産、不動産、有価証券、現金などの資産の特定につながらない配慮をすること。
- (5) 組織の中長期計画、短期スケジュール、各種日程が公開情報以上に事前に特定されないように配慮をすること。

(連絡)

第五条 各委員会・ブロック・地区等でホームページブログ等を新規に作成・大幅な更新を行う場合は、パソコンネットワーク委員会に事前に連絡をすること。

(協議)

第六条 パソコンネットワーク委員会は、各委員会・ブロック・地区等から、ホームページおよびブログ等の新規作成・大幅更新の連絡を受けた後、速やかにその公開された情報を確認し、不適切な部分について当該組織と協議する。

(情報公開)

附則1 定款、事業計画・報告などの情報公開については、本会の公益法人化以降に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づいて情報公開するものとし、各ブロック・地区もこれに準ずるものとする。

(施行期日)

附則2 このガイドラインは2007年4月21日（理事会承認日）から施行する